

# 群馬県過疎地域等におけるオンライン診療体制整備事業

## 概要

医療資源が少ないへき地及び過疎地域でオンライン診療を実施しようとする医療機関に対して、タブレット端末等情報通信機器の購入費やオンライン診療等のシステム導入費用について補助する。

補助対象	①へき地診療所（歯科を除く） ②過疎地域及び特定市町村で診療を実施する医療機関（歯科を除く） ※過疎地域及び特定市町村と同一医療圏に所在する医療機関に限る。
対象経費	・ 情報通信機器（PC、タブレット端末）の購入経費 ・ 事業実施に必要なシステムの導入に係る初期経費
基準額	1 医療機関あたり <b>200千円</b>
補助要件	診療報酬のオンライン診療料に係る施設基準の届出を行う（予定の）医療機関であること。

- リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外であること。
- 県からの交付決定等を受けて以降、年度末までに情報通信機器等を導入すること。
- オンライン診療等の実施に当たっては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び関連通知の内容を遵守すること。
- 事業完了後、補助事業者を対象に補助事業の成果等に関する調査を別途実施する予定。

## 事業イメージ

患者

（へき地及び過疎地域）



オンライン診療実施に必要な費用を補助

- 通院負担の軽減
- 感染リスクの低減

医療機関

